



文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf19.pdf> から、直接にダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

学校の「組織」で行う
いじめ「認知」の手順

Leaf.19

生徒指導・進路指導研究センター

いじめか否かは、「組織」で判断する

しかし、日々発生する様々な事案全てを、「組織」の全メンバーが毎日のように顔をそろえて検討できる学校は限られます。かと言って、個々の教職員がいじめと判断したものだけを報告するというのでは、法律の趣旨に反します。

そこで、「組織」による「認知」を機動的に行うために、メンバーの中に「集約担当」を置くことが考えられます。児童生徒のささいな変化に気づいたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを、日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名とともに、「集約担当」に速やかに伝えます。

「集約担当」は、毎日、放課後に、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断（「組織」を招集して検討、2～3日様子を見る、一過性のトラブルとして記録のみ、等の対応の仮仕分）を行い、校長の承認を得て実行に移します。必要なら、関係教職員からの聞き取り等も行っておきます。

「組織」を招集した場合には、「組織」としての調査等を経て、いじめか否かを判断します。いじめと「認知」した場合、速やかに教育委員会に報告します。

- ◆機動的に対応できるように、「組織」のメンバーの中から「集約担当」を決め、日々の情報を整理・記録・集約する。
- ◆「集約担当」が、各事案の緊急性に応じた対応の仮判断を行うが、最終的には校長の承認を得た上で、実行に移す。

まずは、ささいな情報全てを「集約担当」に集める

様々な教職員が様々な場面で気付いた児童生徒の変化やトラブルの全てが、「組織」の「集約担当」に集まるようにします。

「組織」としての検討の必要性を仮判断する役割が、「集約担当」

「いじめ防止対策推進法」は、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」（第22条）と定めています。

この「組織」が、各学校の策定した「学校いじめ防止基本方針」に従って、いじめの未然防止から事後対応等に至るまでの様々な取組を推進する母体となります。そのメンバーには、管理職を始め、生徒指導の担当者はもちろん、教務主任や養護教諭等までも含まれてくることでしょう。さらに、学校外の専門家もメンバーに入ることも少なくないでしょう。

しかし、この「組織」のフルメンバーで日々のトラブル全てを検討することは現実的ではありません。そこで、「集約担当」を置いて対応の仮仕分に当たらせることが考えられます。

「組織」の招集等の仮判断を「集約担当」が行う

集められた情報はパソコンやファイルでデータベース化し、初発なのか再発なのか、複数の教職員が情報を寄せているのか等も含め、どのように対応するかを仮決めします。

緊急性によって対応を仮仕分

「集約担当」は、寄せられた情報を整理し、緊急性の度合いに応じて、対応を判断していきます。必要であれば、報告者に対する確認や関係者からの聞き取り等を行います。

例えば、児童生徒によく見られるトラブル（消しゴムのカスを投げられた、悪口を言われた、髪の毛を引っ張られた、等）で初発のケースであれば、学級担任等からその時の状況となされた対処を聞き、3日後、1週間後などの期限を区切り、その後の様子を報告するよう指示します。

よくあるトラブルであっても、しつこく繰り返されていることが記録からうかがえるようなら、学級担任等だけで解決できる事案ではないと判断し、複数の教職員で関わる、スクールカウンセラー等に頼む、等の対応を考えます。「組織」の学校内メンバーによる定例会（例えば、毎週金曜日）の際に話題として取り上げ、対応を決めることもあり得ます。

もし、トラブルの緊急性が高いと判断した場合には、速やかに「組織」の学校内メンバーを招集します。その程度によっては、学校外のメンバーを含むフルメンバーの招集も視野に入れます。

いずれの対応をとるにしても、最終的に校長が判断を下します。

招集された「組織」のメンバーでいじめか否かを判断

「組織」のメンバーが集まり、そのトラブルがいじめか否か、今後、どう対応すべきかを話し合います。いじめと「認知」したら、速やかに教育委員会に報告します。

追加の情報収集等を含めて判断

いじめか否かの判断や、今後の対応等を決めるに当たり、十分な情報がないようなら、被害者や加害者、その保護者等も含め、事実関係を調査します。国のいじめ防止基本方針とともに公表された『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』の「(3) いじめに対する措置」を参考に、いじめに準ずる形で調査を行いましょう。

★いじめられた児童生徒又はその保護者への支援（上記『ポイント』より抜粋）

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

◆いじめと判断された場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、被害者や加害者、いじめが起きた集団に対する措置をとる。

★ワンポイント・アドバイス★

いじめの初期段階は、よくあるささいなトラブル

いじめ、とりわけ「暴力を伴わないいじめ」の場合、その始まりは児童生徒の間でよく見られるトラブルです。それがその後にはエスカレートして深刻ないじめへと発展するかどうかについては、その段階で見極めることはできません。風邪をこじらせて肺炎になり、死に至ったような場合であっても、ひき始めの段階では単なる風邪でしかないのと同じです。つまり、いじめの「早期発見」というのは、風邪で言うならひきはじめの段階から見過ごさないということであり、更に言うなら、未然防止が最も効果的ということなのです。

しかしながら、幾ら未然防止に力を注いでも、やはりささいなトラブルは生じます。学校は成長途上にある子供が集まる場所ですから、トラブルが起きないはずがありません。その中にはエスカレートしていじめになっていくものもあります。ですから、できるだけ早い段階から、いじめではないかと疑い、適切に対応していくことが求められているのです。このように考えて対応を進めるなら、たとえ「いじめのない学校」を目指して熱心な取組を行っていたとしても、「認知件数^{ゼロ}0」と報告できるのは極めてまれなことと言えるでしょう。

そもそも「認知件数」とは、深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした（と「認知」した）数字、ということではありません。むしろ、いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上（そじょう）に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」なのです。

つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告、ということです。ですから、重大事態の件数の増加は問題でも、「認知件数」の増加は必ずしも問題とは限らないのです。

同じ出来事に対する教職員の反応には、一つの学校の中でも温度差があります。ある教職員がいじめと判断しても、別の教職員はそのようには判断しない場合もあり得ます。そうした温度差が対応の差を生み、いじめ等が放置されていくようでは困ります。

そうした問題をなくすには、二つの方法が考えられます。

一つは、いじめか否かを発見者の個人的な判断に委ねることなく、「組織」で行うということ。このリーフで紹介しているような手順を徹底することです。

もう一つは、いじめという事象に対する認識の共有を図るような校内研修の実施です。当センターで作成した「いじめに関する研修ツール Ver.2」を用いた校内研修の実施は、そうした温度差をなくし、教職員が同一歩調を取れるようにする上で有効な手立ての一つです。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>



文部科学省
国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

編集 生徒指導・進路指導研究センター
TEL 03-6733-6880
FAX 03-6733-6967
初版発行 平成27年11月